

市第 43 号議案 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正

1 改正理由

ごみの分別の徹底を図り、G30 を一層推進するために、条例を一部改正し、家庭ごみ及び事業系ごみの分別等について義務化を行うとともに、ごみの分別違反者に対して改善を図る手続きを定め、なお違反する者には罰則を科す制度を作ります。

2 改正の内容

(1) 家庭ごみ

ア 一般廃棄物処理計画に定める分別区分、排出方法に従うことについて義務化

イ 改善を図る手続き

(ア) 分別区分に従わずにごみを排出した場合、改善その他必要な措置を講ずるよう**勧告**することができる。

(イ) 分別区分に従わずにごみを排出した場合、改善その他必要な措置を講ずるよう**命令**することができる。

(ウ) 命令を受けた日から 1 年以内に、分別区分に従わずにごみを排出した者は、**2,000 円以下の過料**に処する。

(2) 事業系ごみ

ア 一般廃棄物処理計画に定める分別区分、排出方法に従い、同計画に定める排出場所に排出することについて義務化

イ 改善を図る手続き

(ア) 分別区分、排出方法等に違反している場合、改善その他必要な措置を講ずるよう**勧告**することができる。

(イ) 勧告に従わない場合、その旨を**公表**することができる。

(ウ) 公表された者が、勧告に従わない場合、当該勧告に従うべきことを**命令**することができる。

(エ) 命令を受けた日から 1 年以内に、分別区分、排出方法等に違反した場合、**2,000 円以下の過料**に処する。

(オ) 命令を受けた者が、分別区分、排出方法に違反して、自らごみを横浜市の処理施設に排出した場合、期間を定めて、ごみの**受入を拒否**することができる。

3 施行日

(1) 市民・事業者の分別排出の義務化については、公布の日から施行。

(2) 勧告、命令、罰則に係る部分は、規則で定める日から施行。

燃やすごみの日に出された未分別のごみ袋



不適正排出の多い集積場所の例

